

## 第11回筑波大学交通安全会理事会議事次第

1. 日 時 平成19年1月25日(木) 17時30分
2. 場 所 本部棟5階 大会議室
3. 議 事

### (審議事項)

- (1) 平成17年度決算報告について
- (2) 平成18年度予算(案)について
- (3) 交通安全会会則の一部改正について
- (4) その他

### (報告事項)

- (1) 平成18年度駐車場の許可状況について
- (2) その他

### 配布資料

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 平成17年度決算報告書        | 資料1 |
| (2) 平成18年度予算(案)        | 資料2 |
| (3) 交通安全会会則の一部改正(案)    | 資料3 |
| (4) 春日地区における交通規制等について  | 資料4 |
| (5) 平成18年度駐車場の許可状況について | 資料5 |
| (6) 平成18年度交通安全会役員名簿    | 資料6 |

## 決 算 報 告 書

第 4 期

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

筑波大学 交通安全会

茨城県つくば市天王台1丁目1-1

## 貸借対照表

平成 18年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 27,784,982】	【流動負債】	【 24,833,844】
現 金	314,843	未 払 金	2,751,844
振 替 口 座	14,372,630	前 受 金	22,012,000
普 通 預 金 常 陽	9,083,509	未 払 法 人 税 等	70,000
商 品	3,990,000		
未 収 消 費 税 等	24,000		
		負 債 合 計	24,833,844
【固定資産】	【 3,621,832】	資 本 の 部	
(有形固定資産)	( 678,082)	【利益剰余金】	【 6,572,970】
機 械 装 置	555,659	当 期 未 処 分 利 益	6,572,970
工 具 器 具 備 品	122,423		
(投資その他の資産)	( 2,943,750)		
受 益 者 負 担 金	2,943,750		
		資 本 合 計	6,572,970
資 産 合 計	31,406,814	負 債 ・ 資 本 合 計	31,406,814

未経過リース料 35,848,512円がある。

# 損 益 計 算 書

自 平成 17年 4月 1日  
至 平成 18年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
営業損益の部		
【売上高】		
売上高	67,231,114	
売上値引・戻り	1,287,125	65,943,989
【売上原価】		
仕入高	7,297,500	
合計	7,297,500	
期末棚卸高	3,990,000	3,307,500
売上総利益		62,636,489
【販売費及び一般管理費】		64,674,491
営業損失		2,038,002
営業外損益の部		
【営業外収益】		
受取利息	509	
雑収入	3,800	4,309
【営業外費用】		
雑損失	990	990
経常損失		2,034,683
税引前当期純損失		2,034,683
法人税、住民税及び事業税		70,100
当期純損失		2,104,783
前期繰越利益		8,677,753
当期末処分利益		6,572,970

## 販売費及び一般管理費

自 平成 17年 4月 1日

至 平成 18年 3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
給 料 手 当	1,663,905	
旅 費 交 通 費	24,000	
通 信 費	212,554	
租 税 公 課	427,000	
消 耗 品 費	1,198,012	
修 繕 費	9,243,382	
支 払 手 数 料	315,420	
減 価 償 却 費	892,249	
委 託 外 注 費	29,794,337	
リ ー ス 料	9,403,632	
寄 付 金	11,500,000	64,674,491
合 計		64,674,491

## 利益処分計算書

(単位：円)

科 目	金 額
当期未処分利益	6,572,970
次期繰越利益	6,572,970

上記の通り報告致します。




平成 18年 5月18日

筑波大学 交通安全会

吉武 博通

上記のとおり 相違 ありません。

平成18年5月31日

監事	吉田	滋	樹	
監事	石崎	友	規	
監事	松浦	宏	幸	

# 資料2

## 平成18年度予算(案)

### 1.収入の部

科 目	人 数	単 価	収入見込額
18年11月30日現在	5,978		59,416,190
18年11月30日現在臨時入構者分			3,522,219
ゲート駐車場追加見込(900×3ヶ月+パスカード代600)	100	3,300	330,000
一般駐車場追加見込(400×3ヶ月)	80	1,200	96,000
夜間、土日用追加見込(100×3ヶ月+パスカード代600)	100	900	90,000
臨時入構者分見込 230名×70日	16,100	100	1,610,000
前年度より繰越金(前期繰越利益 - 固定資産相当額)			2,951,138
計			68,015,547

### 2.支出の部

給 料 手 当	非常勤職員1名(8月までは2名)	4,000,000
旅 費 交 通 費	非常勤職員1名(8月までは2名)	90,000
通 信 費	パトロール連絡用、ホームページ	220,000
租 税 公 課	消費税、固定資産税、	1,500,000
法 人 税 等	法人税等	70,000
消 耗 品 費	臨時入構証、違反シール、ゲートバー、その他	1,200,000
修 繕 費	駐車場補修費、ゲート機器保守、コピー機保守	6,000,000
支 払 手 数 料	銀行振込手数料等	320,000
委 託 外 注 費	駐車違反取締、ゲート管理、安全会事務室、支援室派遣、データ入力	24,000,000
リ ー ス 料	ゲートリース	10,440,000
寄 附 金	環境整備費	11,000,000
パ ス カ ー ド 購 入 費	7,800枚	4,090,000
会 費 還 付 金		1,700,000
翌年度への繰越金		3,385,547
計		68,015,547

# 資料3

「筑波大学交通安全会則」新旧対照表

(旧)

<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、国立大学法人筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番地1、以下「筑波大学」という。）内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、筑波大学の筑波キャンパスにおける駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、役員及び職員並びに関係者（以下「学生及び職員等」という。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業</p> <p>(2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業</p> <p>(3) 会員への交通安全普及事業</p> <p>(4) その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、筑波大学から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。</p> <p>2 入会手続の方法等については、別に定める。</p> <p>3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を筑波大学へ返却した場合に、その資格を喪失する。</p> <p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。</p> <p>(1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円</p>	
---	--

(新)

<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、筑波大学交通安全会と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、国立大学法人筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番地1、以下「筑波大学」という。）内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、筑波大学の筑波キャンパスにおける駐車場（公用駐車場及び患者用駐車場を除く。以下「駐車場」という。）を利用する本学の学生、役員及び職員並びに関係者（以下「学生及び職員等」という。）で組織し、駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことにより、駐車場の円滑な運用を図るとともに、交通秩序を保持することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業</p> <p>(2) 駐車場内に係る交通環境の整備事業</p> <p>(3) 会員への交通安全普及事業</p> <p>(4) その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、筑波大学から駐車証の交付を受けた学生及び職員等とし、所定の入会手続を行った者とする。</p> <p>2 入会手続の方法等については、別に定める。</p> <p>3 会員は、学生及び職員等でなくなった場合又は駐車場の利用を要せず駐車証を筑波大学へ返却した場合に、その資格を喪失する。</p> <p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、次のとおり会費を納めるものとする。</p> <p>(1) ゲート設置の駐車場を利用する会員 年10,800円</p>	
---	--



<p>(2) 指定駐車場を利用する会員 年 6,000 円</p> <p>(3) 一般駐車場を利用する会員 年 4,800 円</p> <p>2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長</p> <p>(2) 理事</p> <p>(3) 監事</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、筑波大学の副学長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、本会の会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。</p> <p>(理事)</p> <p>第9条 理事は、本会の会務を掌理する。</p> <p>2 理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 教員である会員から選出された者 8人</p> <p>(2) 事務職員等である会員から選出された者 4人</p> <p>(3) 学生である会員から選出された者 4人</p> <p>(4) 学生担当教員室から選出された者 1人</p> <p>(5) 交通安全対策委員会から選出された者 1人</p> <p>(6) その他理事会が必要と認められた者 若干人</p> <p>(監事)</p> <p>第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。</p> <p>(1) 教員である会員</p> <p>(2) 事務職員等である会員</p>	<p>(2) 指定駐車場を利用する会員 年 6,000 円</p> <p>(3) 一般駐車場を利用する会員 年 4,800 円</p> <p>2 前項の駐車場を夜間、土曜日、日曜日又は祝日若しくは特定の期間に利用する場合の会費については、別に定める。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者については、無料とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長</p> <p>(2) 理事</p> <p>(3) 監事</p> <p>(会長)</p> <p>第8条 会長は、筑波大学の副学長をもって充てる。</p> <p>2 会長は、本会の会務を総括する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する理事がその会務を代行する。</p> <p>(理事)</p> <p>第9条 理事は、本会の会務を掌理する。</p> <p>2 理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 教員である会員から選出された者 7人</p> <p>(2) 事務職員等である会員から選出された者 4人</p> <p>(3) 学生である会員から選出された者 4人</p> <p>(4) 学生担当教員室から選出された者 1人</p> <p>(5) 交通安全対策委員会から選出された者 1人</p> <p>(6) その他理事会が必要と認められた者 若干人</p> <p>(監事)</p> <p>第10条 本会の会計及び会務執行の状況を監査するため、監事を置き、会長が次のとおりそれぞれ1人を指名する。</p> <p>(1) 教員である会員</p> <p>(2) 事務職員等である会員</p>
--	--

(3) 学生である会員

(役員の任期)

- 第11条 理事及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする、
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

- 第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを召集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(議事)

- 第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(総会)

- 第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告をうけるものとする。

(3) 学生である会員

(役員の任期)

- 第11条 理事及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 任期の始期及び終期は、会計年度と同一とする。
- 3 第1項の役員は、任期が満了した場合において、新たに役員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする、
- 4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

- 第12条 本会に会長及び理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、理事会の3分の1以上の請求があったときは、これを召集しなければならない。

(審議事項)

第13条 理事会は、本会に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営に関する基本事項
- (2) 事業の運営方法、整理業務等に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 業務委託に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(議事)

- 第14条 理事会は、理事会構成員総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(総会)

- 第15条 本会に会員で構成する総会を置き、各年度の本会の運営状況及び決算について報告をうけるものとする。

2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長はその結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。

(業務委託)

第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。

3 本会の経費は、会長が管理する。

(決算)

第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。

(事業報告)

第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年7月2日)

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

2 会長は、理事会の議を経て、総会を招集することができる。ただし、総会を開きたい場合は、理事会がこれに代わることができるものとする。この場合、会長はその結果を広報刊行物への掲載その他の手段により会員に報告するものとする。

(業務委託)

第16条 第4条に規定する事業については、その業務を委託することができる。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、預金利子等をもって充てる。

3 本会の経費は、会長が管理する。

(決算)

第18条 本会の決算書は、監事の監査を受け、会計年度ごとに作成されなければならない。

(事業報告)

第19条 本会は、事業の運営状況及び決算について、年度ごとに本学の学長に報告しなければならない。

(事務局)

第20条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(細目)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年7月2日)

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成 年 月 日)

1 春日地区については、平成19年4月1日から、この会則を適用するものとする。

平成18年3月6日

交通安全対策委員会

## 春日地区における交通規制等について

1. 筑波キャンパスには、「筑波大学学内交通規制実施要項」（以下「筑波大学交通規制」という。）と「春日地区における交通規制について」（以下「春日地区規制」という。）の2つの交通規制があり、それぞれ「春日地区を除く筑波キャンパス」と「春日地区」を対象としている。両規制により春日地区以外の駐車場を利用する学生及び職員は筑波大学交通安全会（以下「安全会」という。）への加入が義務付けられているのに対し、春日地区を利用している者は安全会への加入が義務付けられていない。
2. 筑波キャンパスにおける駐車場利用台数は7, 213台（17年5月現在）であり、広いキャンパス内の駐車場の安全確保及び交通環境の整備には経費がかかるが、法人からの負担には限りがある。このため、利用者の会費により駐車場の安全確保及び交通環境の整備等を行っている安全会への期待は大きいものがある。  
実際、春日地区を除く筑波キャンパスにおける駐車違反、特に悪質な違反件数は、安全会の貢献により減少した。
3. 一方、春日地区の駐車場については、現在も余裕があり、違法駐車等の問題は起こっていない状況である。
4. しかし、平成19年4月の学群改組に伴い、キャンパス内における学生、職員の移動が活発化することが予想されることから、春日地区規制を廃止し、筑波大学交通規制に一本化したい。これにより、春日地区の駐車場を利用する学生及び職員にも安全会への加入を義務付け、他の地区の学生等の不公平感を払拭することとした。
5. なお、これらの取り扱いについては、平成19年4月から実施することとし、学生等へ事前周知を充分に図るものとする。

## 平成18年度駐車許可台数

平成18年12月26日現在

	ゲート付	ゲートなし	計
教職員	2,979	756	3,735
学生(宿舎居住者含む)	1,714	388	2,102
委託業者等	256	126	382
計	4,949	1,270	6,219

# 資料6

## 筑波大学交通安全会役員名簿 18年度

	選出元	役職名等	氏名	任期	選出区分
会 長	副学長	副学長(総務・企画)	吉武博通	18.4.1～19.3.31	第8条
理 事	第一学群	人文社会科学研究科 教授	古家信平	18.4.1～19.3.31	第9条第2項 第1号
	第二学群	人間学類長	宮本信也	18.4.1～19.3.31	
	第三学群	システム情報工学研究 科 教授	海老原義彦	18.4.1～19.3.31	
	体育専門学群	体育専門学群長	野村良和	18.4.1～19.3.31	
	芸術専門学群	芸術専門学群長	西川潔	18.4.1～19.3.31	
	医学専門学群	人間総合科学研究科 講師	三輪佳宏	18.4.1～19.3.31	
	附属病院	人間総合科学研究科 教授	山田信博	18.4.1～19.3.31	
	総務・企画部	総務・企画部総務課長	岡田実	18.4.1～19.3.31	第9条第2項 第2号
	財務部	資金管理課長	平野康幸	18.4.1～19.3.31	
	学生部	学生生活課 課長補佐	菊池今朝貴	18.4.1～19.3.31	
	施設部	施設環境課長	沢口忠司	18.4.1～19.3.31	
	全学学類・専門学群代表者会 議	自然学類	高柳慧	18.4.1～19.3.31	第9条第2項 第3号
	全学学類・専門学群代表者会 議 厚生委員会	生物学類	遠山健	18.4.1～19.3.31	
	大学院修士課程	医科学研究科	崎山愛	18.4.1～19.3.31	
	大学院博士課程	数理物質科学研究科	久保結丸	18.4.1～19.3.31	
	学生担当教員室	人文社会科学研究科 講師	山澤学	18.4.1～19.3.31	第9条第2項 第4号
交通安全対策委員会	システム情報工学研究 科 教授	石田東生	18.4.1～19.3.31	第9条第2項 第5号	
監 事	学生担当教員室	システム情報工学研究 科 助教授	中内靖	18.4.1～19.3.31	第10条 第1号
	財務部	資産管理課長	松浦宏幸	18.4.1～19.3.31	第10条 第2号
	全学学類・専門学群代表者会 議	自然学類	石崎友規	18.4.1～19.3.31	第10条 第3号

## (参考資料)

### 第10回筑波大学交通安全会理事会議事録

1. 日時 平成17年12月26日(月)17時30分～
2. 場所 本部管理棟5階大会議室
3. 出席者 工藤、竹村、海老原、西川、三輪、平野、菊池、沢口、石崎、  
高山、田島、石田  
(委任出席者) 松岡、永井、山田、赤塚、堀、小山
4. 列席者 (総務・企画部) 酒井、丸山  
(財務部) 松浦、平間、齊藤、豊田  
(施設部) 杉原、神矢
5. 配布資料
  - (1) 第9回理事会議事録 資料1
  - (2) 予算執行及び修正案 資料2
  - (3) 平成18年度駐車証発行業務スケジュール(案) 資料3
  - (4) 平成18年度事業計画について 資料4
  - (5) 今後のゲート化計画について 資料5

#### 審議事項

- (1) 第9回理事会議事録の確認について  
会長より、資料1に基づき、説明があり、原案どおり承認された。
- (2) 予算執行状況について  
事務局より、資料2に基づき、各科目の予算執行状況及び修正案について説明があり、承認された。また、寄附金(環境整備費)450万円について、大学に寄附したい旨の説明があり、承認された。
- (3) 来年度の駐車場の申請手続きについて  
事務局より、資料3に基づき、平成18年度の駐車場申請スケジュールの説明があり、承認された。
- (4) 平成18年度事業計画について  
事務局より、資料4に基づき、駐車違反取締件数が減少していることから、事業体制を縮小し、経費削減を行いたい旨の説明があり、承認された。

#### 報告事項

- (1) 今後のゲート化について  
会長より、資料5に基づき、仮設南駐車場をゲート化(平成18年5月1日稼働)

することが、交通安全対策委員会です承された旨の報告があった。  
併せて、その他のゲート化計画について、意見交換が行われ、早急にゲート化する  
必要のある駐車場がないことが確認された。